

医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方（第2報） — 社会福祉士養成課程の課題 —

橋本 勇人

Education on Law and the Constitution at Universities of Healthcare and Education : Some Challenges of Certified Social Worker Training

Hayato HASHIMOTO

キーワード：法学，日本国憲法，社会福祉士養成，岡村理論，権利擁護と成年後見制度

概 要

本研究は、医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方を探求することを目的とし、第2報では、社会福祉士養成課程を対象とした。

まず、平成21年3月までの社会福祉士養成科目と法内容との関係を検討した。次いで、平成21年4月以降の社会福祉士養成科目と法内容との関係を検討した。

この結果、社会福祉士養成における法学・日本国憲法は、法教育・基礎（一般教養）科目・専門科目だけではなく、専門基礎科目として展開する必要があると考えた。この点は、小学校から新たに始まる法教育と連続性のある法学教育で対処できるとした第1報の幼稚園教諭・保育士養成課程の場合と異なった。また、医療・福祉・教育系「大学における」法学教育では、結果のみを利用する法「領域論」だけではなく、「学問」として法学の骨格と思想の一部をも利用する必要性があるとの結論に達した。

1. はじめに

平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正（平成19年法律第125号）により、社会福祉士とは、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされ、それにあわせて社会福祉士養成課程の科目も、関係する政省令等により改正された（平成21年4月1日施行）。第1報では、医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方のうち、幼稚園教諭と保育士養成課程を対象に分析したが¹⁾、本稿では、社会福祉士養成課程を対象と

して分析する。ここでは、①高等学校までの法教育、大学の基礎（一般教養）科目・専門基礎科目・専門科目としての法学・日本国憲法のあり方に検討を加えるとともに、②「学問」から「領域論」へと変化している専門職養成における法学教育の流れの当否と課題の一端を明らかにすることを目的としている。

2. 平成21年3月までの社会福祉士養成の科目構成と運用方法

1) 平成21年3月までの社会福祉士養成の科目の概要

平成21年3月までの社会福祉士養成の科目と日本国憲法・法学教育との関係を示したのが、表1である²⁾。表1の8から11の援助技術系（現在の相談援助系）以外では、政策論・分野論の大半の科目が福祉6法等や（その他では、社会福祉法や社会保険制度など）社会保障法領域の法制度（実施体制と現状、計画を含む）が中心となっている。また、法学が社会福祉士養成の科目となっており、憲法の人権論・行政法・民法が中心となっている。社会福祉分野における法学の議論は、朝日訴訟に代表される憲法の人権論と、法律の

（平成23年10月19日受理）

川崎医療短期大学 医療保育科

Department of Nursing Childcare, Kawasaki College of Allied Health Professions

表1 平成21年以前の科目と関係する法の内容

	科目名	時間数	関係する主な法の内容
1	社会福祉原論	60 h	社会福祉法等
2	老人福祉論	60 h	老人福祉法, 介護保険法等
3	障害者福祉論	60 h	障害者基本法, 身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法, 精神保健福祉法, 障害者自立支援法等
4	児童福祉論	60 h	児童福祉法, 児童福祉6法等
5	社会保障論	60 h	各年金法, 各医療保険法, 介護保険法, 雇用保険法, 労働者災害補償保険法等
6	公的扶助論	30 h	生活保護法等
7	地域福祉論	30 h	社会福祉法等
8	社会福祉援助技術論	120 h	
9	社会福祉援助技術演習	120 h	
10	社会福祉援助技術現場実習	180 h	
11	社会福祉援助技術現場実習指導	90 h	
12	心理学	30 h	
13	社会学	30 h	
14	法学	30 h	法学一般, 人権, 民法, 行政法等
15	医学一般	60 h	医療法等
19	介護概論	30 h	
	合計時間数	1050 h	

レベルでの生活保護法等の解釈が中心であった。その後も、社会福祉の基礎構造改革や社会福祉法及び介護保険法の施行（2000年4月）以前は、福祉制度の大半が措置であり、かつ措置とは行政法上の行政行為（行政処分）であることから、法学は社会福祉の各分野を理解する前提として、行政法（公法関係）の占める割合が大きかった²⁾。民法も、基礎構造改革以前は、財産法領域よりむしろ児童福祉分野との関係での親権論などが中心であった。

2) 岡村理論の応用による基礎（一般教養）科目の統合・調整

社会福祉士養成に限らず、医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育は、専門職養成とは直接の関係が比較的薄い基礎（一般教養）科目として授業を展開することも考えられる。

他方、基礎（一般教養）科目を社会福祉の専門科目との関係を考えるならば、岡村重夫の考え方が参考となる。岡村は、社会福祉固有の視点として、社会関係の主体的側面をあげている。『社会生活を形成する要素は、(a)社会生活の基本的要求の主体者たる個人、(b)各々の基本的要求に対応する社会制度、(c)この両者を結

びつける社会関係である。この社会関係を抜きにして生活は成立しない』とした³⁾。また、『各社会関係には、(1)各制度の側から利用者個人に向かって要求し、規定する側面（役割期待）と、(2)専門分業化した制度からみれば別個、無関係な多数の社会関係を、自分のもととして統合調和させて実行しなければならない側面（役割実行）があると』している⁴⁾。さらに、『(2)の側面は、(1)でみたように相互に無関係な多数の社会関係を、ひとりの生活主体者としてこれらを統合し、調和させながら、それぞれの社会関係の維持に必要な役割を、自分の生活行為として実行していく側面である。従ってこれを社会関係の「個人的側面」とか、「主体的側面」と呼ぶことができる』とし、『社会関係の(2)の側面に立てば、(1)では専門的であればであり、相互に無関係であった諸社会関係は、個人の生活においてたがいに関連しあい、影響しあうものとして、主体的意味をもつものとなる』と述べている⁵⁾。

この考えのアナロジーで基礎科目（学問）と社会福祉士養成との関係で考えるならば、以下のように言えよう。①基礎科目（学問）は、社会福祉士養成に必要なから存在するわけではなく独自の目的を持って

援助者は、基礎学問を利用者の生活課題に集約し、利用する

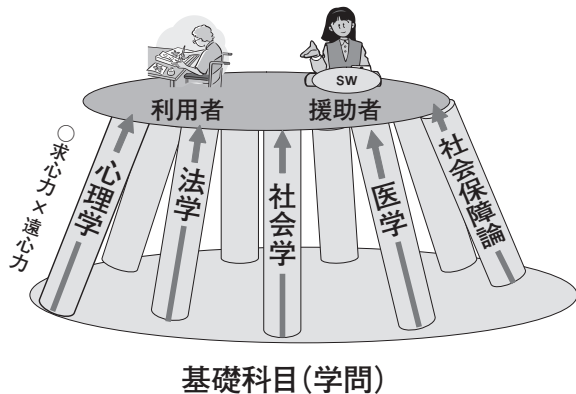


図1 社会福祉士養成における基礎科目（学問）の統合・調整

発達してきた。②各学問相互も、他の学問領域のことを考えて存在しているわけではない。③これをそのまま教えると、学ぶ者は消化不良となるので、「別個、無関係な多数の学問を、生活主体者の援助者として必要な部分を統合し、調和させていく必要がある」。このことを図式化したものが、図1である。その際、法制度自体をソーシャルワーカーの倫理綱領の定義で言うところの「人々がその環境と相互に影響しあう接点」の中の「環境」と捉えることも可能であろう。

3. 平成21年4月からの社会福祉士養成の科目と課題

1) 平成21年4月1日施行の科目の概要

平成19年、社会福祉士及び介護福祉士法が、改正された（平成19年法律第125号）。この改正の趣旨は、①社会福祉士・介護福祉士制度が創設されて20年経過したこと、②この間、わが国の福祉制度は、介護保険制度や障害者自立支援法等の創設により、措置制度から利用者の選択と自己決定に基づくより普遍化した制度に大きく転換したこと、③後期高齢者の急増により認知症や医療ニーズの高い重度の者が急増したこと等への対応といえることができる（社会福祉士及び介護福祉士等の一部を改正する法律について、社援発1205003号平成19年12月5日）。また、この改正に伴う政省令等により改正された、社会福祉士養成課程の科目と関係する主な法の内容との関係を示したものが表2である。

この改正の特徴は多岐にわたるが、地域福祉を基盤とし、総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術を用いるというジェネラリスト・ソー

シャルワークの影響を強く受けている。また、本稿との関係では、基礎科目（学問）を「人・社会・生活と福祉に関する理解と方法」という中に位置づけている。ただし、従来の医学・心理学・社会学が形を変えて残ったのに対し、法学は科目からはずれている。

2) 「権利擁護と成年後見制度」と法学教育の関係

上記の表2のうち、社会保障法関係以外で日本国憲法・法学教育と直接関係する「権利擁護と成年後見制度」の「ねらい」と「含まれるべき事項」を示したのが、表3である。アメリカを中心とするソーシャルワーク教育では、法学そのものが直接の基礎とされていないこと（心理学や社会学とは異なる）、同時に社会福祉制度の大部分が措置（公法関係）から契約（私法関係）へ移行したことから、アドボカシー（権利擁護）の観点から、成年後見制度（民法等）を別個の科目としている。

この科目と日本国憲法・法学教育との関係の特徴は、当初の案では、表3の「相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解）」の部分削除したことであり⁶⁾。このことから、従来の基礎学問から決別し、基礎学問の結果のみを利用する領域論へと変わったことが読み取れる。その後、日本の社会福祉の発達、朝日訴訟など日本国憲法の基本原則や生活保護法など行政法に関する運動を通して発達してきた側面があること、今後もソーシャル・アクション等を実践していくうえで行政不服審査法や行政事件訴訟法などの理解が必要不可欠であるとの指摘を受け、従来の学問論の部分が復活した。その結果、従来の法学（30h）に成年後見制度が加わったにも関わらず、時間数は15hという、やや中途半端な形となっている。

4. 社会福祉士養成における法学・日本国憲法教育の位置づけ

1) 「法教育」、大学の「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」としての「法学・日本国憲法」

法教育とは、「法律の専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」であり、「法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける参加型の教育であることに大きな特色がある」とされる⁷⁾。これに対して、法学教

表2 平成21年4月1日施行の科目と関係する法の内容

	科目名	時間数	関係する主な法の内容
人・社会・生活と福祉に関する理解と方法			
1	人体の構造と理解及び疾病	30 h	医療法
2	心理学理論と心理的支援	30 h	
3	社会理論と社会システム	30 h	
4	社会保障論	60 h	各年金法, 各医療保険法, 介護保険法, 雇用保険法, 労災保険法等
5	社会調査の基礎	30 h	
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術			
6	相談援助の基盤と専門職	60 h	
7	相談援助の理論と方法	120 h	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術			
8	地域福祉の理論と方法	60 h	社会福祉法
9	福祉行財政と福祉計画	60 h	介護保険法, 児童福祉法等
10	福祉サービスの組織と経営	15 h	商法等
サービスに関する知識			
11	現代社会と福祉	60 h	
12	高齢者に対する支援と介護保険制度	60 h	老人福祉法, 介護保険法
13	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30 h	障害者基本法, 身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法, 精神保健福祉法, 障害者自立支援法等
14	児童や家庭に関する支援と児童・家庭福祉制度	30 h	児童福祉法, 児童福祉6法等
15	低所得者に対する支援と生活保護制度	15 h	生活保護法等
16	保健医療サービス論	30 h	医療法, 医師法, 各種医療保険法等
17	就労支援サービス	30 h	労働法等
18	権利擁護と成年後見制度	15 h	民法等
19	更生保護制度	15 h	刑法, 刑事訴訟法, 少年法等
実習・演習			
20	相談援助演習	150 h	
21	相談援助実習指導	90 h	
22	相談援助実習	150 h	
	合計時間数	1200 h	

育とは、「高等教育段階での専門教育(司法研修所における教育も含む)」とひとまず定義できよう⁸⁾。

もちろん、高等学校までの法教育には、日本国憲法の人権の基本原則や民法を中心とする私法も入ることから、将来的には、法教育から大学の基礎(一般教養)科目の日本国憲法や法学へと連続することが自然である。他方、社会福祉士養成の場合は、社会保障法の体系や措置(行政法)や契約(民法)の個別の専門的な

内容も含まれている。とするならば、大学の基礎(一般教養)科目の中にある程度それを取り込みつつ、専門科目「権利擁護と成年後見制度」やその他の専門科目のなかで、憲法の人権論や、行政組織法、行政作用法、行政救済法といった行政法の骨格や民法の制限行為能力、代理制度などを習得する必要性がある。しかし、これらはむしろ、基礎(一般教養)科目と専門科目の間の「専門基礎科目」のなかで、各学問の骨格と

表3 権利擁護と成年後見制度の「ねらい」と「含まれるべき事項」※

ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わりについて理解する。 相談援助活動において必要となる成年後見制度（後見人の役割を含む。）について理解する。 成年後見制度の実際について理解する。 社会的排除や虐待などの権利侵害や、認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 	①相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり※
	②成年後見制度
	③日常生活自立支援事業
	④成年後見制度利用支援事業
	⑤権利擁護に係る組織、団体の役割と実際
	⑥権利擁護活動の実際

(注) 相談援助活動と法の部分は当初の案にはなく、タイトルも、「権利擁護と成年後見制度」ではなく、「成年後見制度」であった。

思想を伝えるとともに、利用者の生活のなかで各法を統合・調和し、伝える必要性が大きいと言えよう。この点は、第1報の幼稚園教諭・保育士養成課程とは異なる。

2) 「学問としての科目」と「領域論」との関係

それでは、社会福祉士養成のなかで学問としての法学ではなく、領域論として法学の一部を再構成すればよいのであろうか。この点、援助過程（プロセス）を重視すれば、プランニング（計画）とインターベンション（介入）の段階で、法学で得られた結果を一つの要素として利用すればよく、領域論と親和性をもつということになる。また、過度に法学独自の方向性と広がりまでを習得する必要はなく、迷路に入り込むこともなく、道具として取り扱い易いといえよう。

しかしそうすると、時代の変化とともにわずかでも結果が変化した場合、援助者は判断不能に陥ってしまう。ここで問題となっているのは「利用者」そのものではなく、利用者を援助する「専門職」の養成であることから、やはり学問の考え方を理解したうえで、専門職が自分の力で統合・調和させ、自分自身の力量を磨くことにより、より次元の高い援助が可能となるのではなかろうか。またこの点に、普通の専門職養成ではない、医療・福祉・教育系「大学における」専門職養成としての意味があるのではなかろうか。

5. おわりに

本稿では、第1報に続き、医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方を、社会福祉士養成課程のなかで検討した。その結果、法学・日本国憲法教育は「法教育」やそれに続く「基礎（一般教養）科目」と「専門科目」とを架橋する「専門基礎科

目」のなかで習得した方がよいとの結論に達した。この点は、同じ専門職養成でも幼稚園教諭・保育士養成課程とは異なった。また大学教育では、法学を特定の領域（例えば、高齢者や子どもなど）に関する結果のみを利用する「領域論」としてだけではなく、「学問」としてその骨格と思想を伝えることも必要であるとの結論に達した。同時にこの法学に関する「学問論」と「領域論」との関係の問題を、法学以外の他の基礎科目（学問）にまで広げて考えてみることや、介護福祉士養成や保育士養成など他の専門職養成のなかでも再検討していく必要がある。

6. 注

- 1) 厳密には、指定科目と試験科目は異なり、指定科目・試験科目も1989（平成元）年の第1回国家試験から平成20年度の社会福祉士の国家試験までの間にも修正があった。また、当初は試験範囲等につき詳細な規定はなかったが、第15回国家試験から社会福祉士国家試験出題基準・合格基準が適用され、これが事実上、講義内容のガイドラインとしての意味をもつようになった。

7. 文 献

- 1) 橋本勇人：医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方（第1報）新たな法教育の流れのなかでの幼稚園教諭・保育士養成課程の課題，川崎医療短期大学紀要30：47-53，2010。
- 2) 橋本勇人：介護福祉士養成における法学教育の意義 社会福祉の措置から契約への変革のなかで，介護福祉教育6(1)：56-59，2000。
- 3) 岡村重夫：社会福祉原論，東京：全国社会福祉協議会，p. 86，1983。
- 4) 前掲書3)，p. 88。
- 5) 前掲書4)，p. 89。
- 6) 社団法人社会福祉士養成校協会：社会福祉士及び介護福祉

士法の改正及び社会福祉士養成教育の見直しについて 説明会資料, p. 45, 2007.

7) 法務省法教育研究会報告書：「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会

の担い手をはぐぐむために—」 p. 2：2003.

8) 大村敦志：特集 法教育と法律学の課題 はじめに, ジュリスト1404：8—9, 2010.